

【参考資料】

1. 【検討委員名簿】	128
2. 【用語解説】	129
3. 【記載事項一覧表】	133
4. 【環境効率指標例】	138
5. 【指標の一般的な計算例】	141
6. 【個別の環境課題に関連する財務影響等（例示）】	149
7. 【社会的側面の状況に関する情報・指標（詳細）】	152
8. 【環境配慮経営の評価チェックシート（例示）】	156

1.【検討委員名簿】

環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会

市村 清	日本公認会計士協会	常務理事
魚住 隆太	KPMGあずさサステナビリティ株式会社	代表取締役社長
加藤 正裕	三菱UFJ信託銀行株式会社	資産運用部 ESGグループ グループマネージャー
◎上妻 義直	上智大学	経済学部 教授
國部 克彦	神戸大学	大学院経営学研究科 教授
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所	弁護士
富田 秀実	ソニー株式会社	CSR部 統括部長
西堤 徹	トヨタ自動車株式会社	環境部 環境コミュニケーショングループ 担当部長
古田 清人	キヤノン株式会社	環境本部環境企画センター センター所長
八木 裕之	横浜国立大学	経営学部 教授

【オブザーバー】

経済産業省	産業技術環境局	環境政策課	環境調和産業推進室
金融庁	総務企画局	企業開示課	

環境報告ワーキンググループ

江良 明嗣	ブラックロック・ジャパン株式会社	コーポレートガバナンス・チーム運用部門	ヴァイスプレジデント
◎上妻 義直	上智大学	経済学部 教授	
小崎 亜依子	株式会社日本総合研究所	創発戦略センター	副主任研究員
沢味 健司	株式会社新日本サステナビリティ研究所		常務取締役
寺田 良二	株式会社あらたサステナビリティ認証機構		取締役
富田 勝己	パナソニック株式会社	環境本部 環境企画グループ	コミュニケーションチーム チームリーダー
堀江 美保	株式会社サステナビリティ会計事務所		コンサルタント
森 洋一	日本公認会計士協会	自主規制・業務本部	研究員
山崎 誠也	富士通株式会社	環境本部	環境企画統括部 マネージャー

環境に係る財務情報ワーキンググループ

大井 孝光	株式会社日本政策投資銀行	環境・CSR部	調査役
齋尾 浩一郎	有限責任あずさ監査法人	アカウンティング・アドバイザリー・サービス事業部	パートナー
野崎 麻子	有限責任監査法人トーマツ	エンタープライズリスクサービス	ディレクター
松尾 敏行	株式会社リコー	総合経営企画室 コーポレートコミュニケーションセンター	IR室 (兼) IR担当アシスタントマネージャー
葎嶋 真理		SRIアナリスト	
◎八木 裕之	横浜国立大学	経営学部	教授

(敬称略、五十音順、◎印：委員長・座長、所属・肩書きは本ガイドライン公表時点)

2.【用語解説】

(注) 出典明記のないものは、環境省にて定義ないし解説されていることを示します。また、各項目の()内の数字は本文の記載頁を示します。

はじめに

グリーン・イノベーション(p.1)

平成21年10月8日総合科学技術会議の「平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」によれば、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実用・普及を協力を推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、わが国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するものとされている。

序章

特定事業者(p.3)

環境配慮促進法第2条第4項の規定に基づき、特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるもの。

第三次環境基本計画(p.4)

環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議決定を経て告示される。

第三次環境基本計画は、平成18年4月7日に閣議決定された。今後の環境政策の展開の方向として、環境と経済の好循環に加えて、社会的な側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」等を提示している。今後展開する取組として「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」等を決定している。計画の効果的な推進のための枠組みとして、計画の進捗状況を具体的な数値で明らかにするため、重点分野での具体的な指標・目標、総合的な環境指標を設定している。

ステークホルダー(p.5)

一般に利害関係者と訳され、企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的または間接

的に利害関係がある組織や個人をいう。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織等をいう。

バリューチェーン(p.5)

企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至る全ての過程における一連の経済主体若しくは経済行動。原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体が含まれる。

グローバル・リポーティング・イニシアチブ(GRI)(p.5)

国際的なサステナビリティ・レポートのガイドライン作りを使命とするオランダに本部を置くNGOで国連環境計画(UNEP)の公認協力機関である。

(出典) GRI 日本フォーラム ホームページ

第1章 環境報告の考え方

化学物質(p.15)

本ガイドラインでは、「大気汚染防止法」、「PCB廃棄物適正処理特別法」、「ダイオキシン法」、「化学物質審査規制法」、「化学物質排出把握管理促進法」等の法令の適用を受ける化学物質及び事業者が自主的に管理対象とする化学物質が該当する。

第3章 環境報告の記載枠組み

マテリアルバランス(p.36)

事業活動に投入された資源・エネルギー量(インプット)と、製造された製品・サービスの生産・販売量、廃棄物・温室効果ガス・排水・化学物質等の環境負荷発生量(アウトプット)を、分かりやすくまとめたものである。

総物質投入量(p.36)

総物質投入量は、製品・サービス等の原材料等として事業活動に直接投入される物質をいう。ただし、事業者内部で循環的に利用(再使用、再生利用、熱回収)している物質は含めない。

廃棄物(p.37)

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)2条)。

廃棄物等(p.37)

廃棄物及び一度使用され、もしくは使用されず

に収集され、もしくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理もしくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう（循環型社会形成推進基本法2条2項）。

後発事象(p.38)

会計用語で、決算日後に発生し、次期以降の財政状態や経営成績に影響を及ぼす事象を後発事象という。環境報告書では、基準日の翌日から環境報告書の発行日まで、重要な法規制等の違反の判明、重要な訴訟事件等の発生又は決着、その他ステークホルダーの判断に影響を及ぼす可能性のある重要な事実が発生した場合には、その内容、今後の見通し等を重要な後発事象として、記載することが期待される。

第4章 環境報告の基本的事項

循環的な利用(p.59)

循環的な利用とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう（循環型社会形成推進基本法）。

第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標

環境監査(p.65)

特定される環境にかかわる活動、出来事、状況、マネジメントシステム又はこれらの事項に関する情報が監査基準に適合しているかどうかを決定するために監査証拠を客観的に入手し評価し、かつ、このプロセスの結果を依頼者に伝達する、体系的で文書化された検証プロセス。

環境ラベル(p.68)

製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、(1)「エコマーク」等第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、(2)事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、(3)ライフサイクルアセスメント(LCA)を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

フェアトレード(p.74)

フェアトレードとは公正取引の意であるが、とりわけ、経済的・社会的に立場の弱い生産者に配慮した貿易・取引を指す場合が多い。主に発展途上国の農産物や手工芸品などの生産者は、国際的な商品価格の変動にさらされ、収入が不安定になることも少なくない。また、生産に必要な物資や資金を買い手から前借りする場合などもあり、買

い手の値下げ圧力のために不当な対価しか得られないこともある。

こうした構造的な問題に対し、国際市場価格よりも高めに設定した価格で長期にわたって継続的に直接取引することにより、生産者の生活と人権を保護し自立を支援する社会運動がフェアトレードである。搾取的な取引は、人道面だけでなく土地や森林など環境面の負荷につながるほか、商品の品質にも影響が出ることもあり、フェアトレードは経済・社会・環境面でバランスのとれた持続可能な発展のための社会的措置であると認識されている。各種商品についてのフェアトレードの国際規格も定められている。

(出典) フェアトレードラベル・ジャパン

紛争鉱物(p.74)

米国金融規制改革法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010: H.R. 4173)の第1502条で定められた、コンゴ民主共和国及び隣国産のコルタン(タンタル鉱石)、錫石(錫鉱石)、金、鉄マンガン重石(タングステン鉱石)の総称。コンゴ民主共和国等を原産とするこれらの鉱物の利用及び取引は、深刻な暴力やジェンダーに基づく暴力を伴う紛争の資金源となっているとの懸念があり、この資金源を断つことが同法の目的である。同法に則って、これらを製品に使用する企業はSEC(米証券取引委員会)への報告が義務付けられている。

(出典) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ホームページ

森林認証(p.75)

森林認証は、独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織等を認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取組である。森林認証の例としては、世界的規模のFSC(森林管理協議会)や我が国独自の制度であるSGEC(緑の循環認証会議)による認証がある。

(出典) 林野庁 ホームページ

環境保全効果(p.76)

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果。環境会計情報においては、物量単位で測定する

省エネルギー基準適合製品(p.76)

大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であってその性能の向上を図ることが特に必要なものとして施行令で指定された機器(特定機器)については、特定機器ごとに、その性能の向上に関し製造事業

者等の判断の基準となるべき事項(省エネルギー基準)が定められている(省エネルギー法 18 条、施行令 7 条)。この省エネルギー基準に適合している製品のことをいう。

再使用(p.76)

循環資源(廃棄物等のうち有用なものをいう)を製品としてそのまま使用すること(修理を行ってこれを使用することを含む)、(2)循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること(循環型社会形成推進基本法 2 条 5 項)。

サービサイジング(p.77)

これまで製品として販売していたものをサービス化して提供することを意味する用語である。

本質的にモノの価値はその機能にあり、また環境負荷からみても物を所有するとメンテナンスや廃棄・最終処分について事業者自らが直接に責任を負うことになる。外部の専門業者からリースやレンタルといった形態で「機能」の提供を受けることにより、事業者自身の環境負荷を低減することができる。

この用語は、主に米国を中心に使用されており、欧州では、同じ概念を表す用語として、PSS(Product service systems: 製品サービスシステム)を使用している。PSSは「使用者のニーズを充たすように製品とサービスを結合して市場に提供されるセット(システム)」と定義されている。

(出典) 経産省グリーン・サービサイジング研究会「報告書～環境負荷低減効果の高い『サービス提供型のビジネス』へ～」他

エコツーリズム(p.77)

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。自然環境等の資源を損なうことなく、自然を対象とする観光をおこして地域の振興を図ろうという考え方である。

環境適合設計(DfE)(p.78)

DfEは「Design for Environment」の略。環境への負荷がより少ないもの作りを進めることで、「ものやサービスがライフサイクルを通じて与える環境への負荷を可能な限り低減させるためのプロセス」であり、環境調和型製品の設計方法を意味する。環境配慮設計やエコデザインとも呼ばれる。DFEと表記される場合もあるが、ISOではDfEとしており、JISでは「環境適合設計」としている。DFEは、「X」の部分に製品競争力を高めるための何らかの視点をおいた製品設計・開発手法の総称であり、設計以外の段階、つまり製造、配送、使用、保全、廃棄等の段階における任意のパフォーマンスを向上させるメカニズムを設計段

階において製品に実装する作業のことをいう。

(出典) 社団法人産業環境管理協会ホームページ

第6章 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標

再生利用(p.88)

循環資源の全部又は一部を原材料として利用すること(循環型社会形成推進基本法)。

熱回収(p.88)

循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを、熱を得ることに利用することをいう(循環型社会形成推進基本法 2 条 7 項)。例えば、廃棄物の焼却によって生じる実熱を冷暖房や温水等の熱源として利用すること。

中水(p.92)

中水とは上水と下水の中間に位置付けられる水の用途で、水をリサイクルして限定した用途に利用するもの。上水の使用量が増加し水源不足が都市の深刻な問題となっていることや上下水コスト低減の面から、水資源の節減を図る中水が近年注目を集めつつある。

京都メカニズム(p.94)

温室効果ガスの削減を国際的に連携して確実に進めるための仕組みとして京都議定書で定められたもので、「グリーン開発メカニズム(CDM)」「共同実施(JI)」「排出量取引(ET)」の3つからなる。国家間で投資や取引といった市場メカニズムを活用する点が特徴。なお、先進国が植林等により二酸化炭素を吸収・固定する「吸収源活動」も認められている。

健康項目及び生活環境項目(p.96)

水質汚濁防止法に基づき工場及び事業場からの排水に対して定められる排水基準項目。人の健康保護の観点から健康項目としてカドミウム、シアン等 27 項目、生活環境保全の観点から水の汚染状態を示す生活環境項目として pH、BOD 等 15 項目に関する基準が定められている。

PRTR 制度(p.100)

Pollutant Release and Transfer Register(化学物質排出移動量届出制度)。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みを

いう。日本では平成 11 年、「化学物質排出把握管理促進法」により制度化された。

Japan チャレンジプログラム(p.100)

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム。産業界と国が連携して、既存化学物質の安全性情報の収集を加速化し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信することを目的に、平成 17 年 6 月より開始したプログラム。

産業廃棄物(p.103)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令（廃棄物処理法施行令第 2 条）で定める廃棄物をいう（廃棄物処理法第 2 条第 4 項）。

マニフェスト(p.103)

産業廃棄物管理表。排出事業者が産業廃棄物の処理（運搬・処分）を委託する際に産業廃棄物の名称・数量等を記入して、廃棄物の流れを自ら把握・管理する為の帳票。産業廃棄物の排出事業者にはこのマニフェストを使って廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保することが義務づけられている。また、家電リサイクル法や自動車リサイクル法でも採用されている。

一般廃棄物(p.103)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

特別管理産業廃棄物(p.104)

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして施行令で定めるもの。具体的には、引火性廃油、強酸、強アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃 PCB、PCB 汚染物、廃石綿、重金属を含むばいじん、汚泥等）（廃棄物処理法 2 条 5 項、施行令 2 条の 4）。

第 7 章 「環境配慮等の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標

環境管理会計(p.122)

環境会計は、企業外部へ情報開示を行う外部環境会計（external environmental accounting）と、企業内部の経営管理に資する内部環境会計（internal environmental accounting）に大別され、この内部環境会計を環境管理会計（environmental management accounting: EMA）と呼ぶことが、近年、欧米では定着しつつある。

資材原材料利用の効率性を高め、環境への影響とリスクを緩和し、環境保全コストを削減することを目的として、財務会計と原価計算（管理会計）からデータを取り入れるための複合的なアプローチ。民間企業または公共企業体を対象としたものであり、国家は対象としない。また物量情報だけでなく貨幣情報も含む。

（出典）経済産業省「環境管理会計手法ワークブック」、国連持続可能開発部が開催する「環境管理会計における政府の役割の改善に関する専門家会合」において作成されたワークブック

環境保全コスト(p.116)

環境会計の構成要素の 1 つ。環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額とし、貨幣単位で測定する。

環境保全対策に伴う経済効果(p.116)

環境会計の構成要素の 1 つ。環境保全対策を進めた結果、企業等の利益に貢献した効果とし、貨幣単位で測定する。

環境保全対策に伴う経済効果は、その根拠の確実さの程度によって、実質的效果と推定的効果とに分けることとし、実質的效果は確実な根拠に基づいて算定される経済効果を、推定的効果は仮定的な計算に基づいて推計される経済効果をさす。

3.【記載事項一覧表】

(※) 印を付した項目には、ガイドライン本文で、具体的な例示が記載されています。

環境報告の基本的事項【第4章】		
	①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
1. 報告にあたっての基本的要件 (1) 対象組織の範囲・対象期間	ア. 報告対象組織 イ. 報告対象期間 ウ. 報告対象組織及び報告対象期間を変更した場合、その旨	➢ 報告対象組織を変更した場合には、範囲の違い ➢ 報告対象期間を変更した場合には、変更による影響
(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異	ア. 報告対象組織を限定した場合、対象範囲の決定方針 イ. 報告対象組織の事業全体(連結決算対象組織全体)に占める環境負荷等の割合(「捕捉率」)又は報告対象組織に係わる経営指標等 ウ. 報告対象期間の財務会計期間との差異	—
(3) 報告方針	ア. 報告において採用した方針等に関する事項(記載事項の決定過程や他の報告との関連性など) イ. 準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等(業種毎のものを含む。)	➢ ステークホルダーからの意見や質問を受け、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段 ➢ 本ガイドライン以外の基準又はガイドライン等に準拠または参考に独自の項目等により環境報告書を作成した場合には、本ガイドラインとの項目別対比表
(4) 公表媒体の方針等	ア. 公表媒体における掲載等の方針に関する事項(環境報告の構成一覧と各公表媒体に掲載した情報の範囲、ウェブの利用に関する開示ルールなど) イ. 公表媒体毎の入手や閲覧の方法(冊子等の入手方法、ウェブサイトのURLなど) ウ. 作成部署及び事務連絡先(担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等) エ. 環境報告書の発行日 オ. 環境報告の外部審査を受審した場合は、その旨	➢ 報告対象期間内もしくは期末日以降において、環境報告を別途実施している場合には、当該報告の名称、発行日及び入手や閲覧の方法 ➢ 環境情報に関連する主な公表資料の一覧(その概要や入手方法も含む)
2. 経営責任者の緒言	ア. コミットメント(取組方針の実行についての明言) イ. 経営責任者による重要な課題及び取組方針の説明、並びに署名	➢ 中長期ビジョン ➢ 経営戦略における位置付け ➢ 取組の現状認識や評価 ➢ 持続可能な社会の実現に貢献するための経営方針、目標等(社会的取組に関するものも含む)
3. 環境報告の概要 (1) 環境配慮経営等の概要	ア. 事業の概要(※) イ. 環境配慮経営の概要(※)	➢ 報告対象期間中に発生した組織構造、株主構成、製品・サービス等の重大な変化の状況 ➢ ステークホルダーへの対応から重要と判断された事項 ➢ 社会的に注目を集めている特定の事象や活動(自社に不利な情報を含む) ➢ 主たる事業活動の範囲、工場・事業所数、本社・主要な工場・事業場の所在地及びそれぞれの生産品目 ➢ 事業者の沿革及び事業活動における環境配慮の取組の歴史等の概要 ➢ 対象市場や顧客の種類、取引先を含めた生産形態等 ➢ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況
(2) KPIの時系列一覧	ア. KPI(概ね過去5年分) イ. KPIに関する補足情報(※)	➢ 中長期におけるKPIの目標値と達成状況(※) ➢ その他、KPIに関連する補足情報(※)
(3) 個別の環境課題に関する対応総括	ア. 個別の環境課題について、環境配慮の取組方針に対応した戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び改善策等の総括(※) イ. 数値情報に関する補足情報(※)	➢ 個別の環境課題への対応に関するその他の情報(※) ➢ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況
4. マテリアルバランス	ア. 事業活動に伴う資源・エネルギーの投入から環境負荷物質の排出状況、製品・商品・サービスの産出・販売まで、事業活動の全体像 イ. 総量による数値情報(※) ウ. 数値情報に関する補足情報	—

「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 【第5章】		
	①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1) 環境配慮の方針	ア. 環境配慮の方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境配慮の方針の制定時期、制定方法 ▶ 制定した背景等に関するわかりやすい説明 ▶ 全体的な経営方針等との整合性及び位置付け ▶ 同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容
(2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	ア. 重要な課題（環境への影響等との関連を含む） イ. 環境配慮のビジョン、事業戦略及び計画 ウ. その他、関連して記載する事項（※）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中長期における目標値（KPI）と達成状況（※） ▶ その他、関連する情報・指標（※） ▶ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況
2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1) 環境配慮経営の組織体制等	ア. 環境配慮経営を実行するための組織体制（※） イ. 全社的な経営組織における位置付け ウ. 環境マネジメントシステム（EMS）の構築及び運用状況 エ. 環境報告の信頼性に係る内部統制（情報チェックの社内体制など）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全社的なガバナンスとの関連や位置付け ▶ 重要な課題の特定プロセス（変更した場合、その内容や背景） ▶ 委員会等に報告された重要な内容や対応の状況（発覚した問題への対応など） ▶ その他、関連する情報・指標（※） ▶ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況
(2) 環境リスクマネジメント体制	ア. 環境リスクマネジメント体制の整備及び運用状況（組織の役割、責任と権限、位置付けなど） イ. 想定される環境に関するリスク（自然災害・事故等の緊急事態を含む）の内容と対応状況（防止・予防策、訓練等）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 委員会等に報告された重要な内容や管理結果の状況 ▶ 想定される環境に関する重要なリスク（重大事故等）の発生する程度や経営への潜在的な影響 ▶ 環境に関連する事業継続マネジメント（BCM）の構築及び運用状況 ▶ 環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況
(3) 環境に関する規制等の遵守状況	ア. 事業活動との関係が強い重要な法規制等（その他の義務等を含む）を遵守していることの確認方法とその結果（※） イ. 重要な法規制等の違反の有無（少なくとも過去3年以内の違反について）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境に関する法規制等の違反に伴う環境への影響 ▶ 事業・地域の別、基準となる値などの重要な改正点 ▶ 環境法規制等（その他の義務等を含む）に関する財務影響 ▶ 環境に関する罰金、過料等の金額及び件数 ▶ 環境法規制値や協定値を上回る自主基準値等を設定している場合は、その内容等 ▶ 環境ラベル、環境広告、製品環境情報等における違反表示、誤表示等 ▶ 環境に関する苦情やステークホルダーからの要求等の内容（騒音及び振動、悪臭等に対する苦情等の状況を含む）及び件数 ▶ 上記のような法令や協定違反、事故、事件、苦情等があった場合、それらへの具体的な対応状況・改善方策等（経営レベルを含む）
3. ステークホルダーへの対応の状況 (1) ステークホルダーへの対応	ア. ステークホルダーへの対応に関する方針、計画、取組状況、実績等（※）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 重要な課題、事業上の機会やリスクの把握、組織体制等の不備発見・改善などとの関連
(2) 環境に関する社会貢献活動等	ア. 環境に関する社会貢献活動の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等（※）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 参画した検討委員会やイニシアティブ等 ▶ 行政機関が実施する助成制度等の活用 ▶ 自主行動計画等への参加や業界目標達成への貢献 ▶ その他、社会貢献活動に関連する情報・指標（※）
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	ア. バリューチェーンにおける重要な課題、取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等 イ. その他、関連して記載する事項（※）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第5章1.(2)「重要な課題、ビジョン及び事業戦略等」の「②重要性がある場合に記載する情報・指標」に記載した事項 ▶ 他者の活動に起因する環境負荷の発生状況（※） ▶ その他、関連する情報・指標（※）
(2) グリーン購入・調達	ア. 調達・購入における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等（※） イ. 調達先に対して、更に川上へ環境配慮を要請している場合、その内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 川上から川下への化学物質有害性情報や原材料採取の場所、採取時の環境配慮等の環境情報の伝達方針及び取組状況 ▶ 購入・調達先に対する環境配慮に関する要請・協働取組の状況 ▶ 環境に配慮した購入・調達を通じて削減できた環境負荷（貢献量）やその効果
(3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等	ア. 製品・サービス等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等（※）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新たに立ち上げた環境ビジネス、上市した環境配慮製品・サービス等 ▶ 製品・サービス等の使用に伴う環境負荷の排出総量

「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 【第5章】

	①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
		(当年度出荷製品全体の推計及び主要製品の排出係数など) ▶ 環境負荷低減に資する製品・サービス等(環境ラベル認定等製品等)による環境保全効果 ▶ 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況(※) ▶ LCA(ライフサイクルアセスメント)手法を用いた主要製品毎の環境負荷や環境性能(エネルギー消費効率など)の状況
(4) 環境関連の 新技術・研究開発	ア. 環境関連の新技術・研究開発の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等(※)	▶ 研究開発の成果により達成すると推測される環境保全効果 ▶ LCA(ライフサイクルアセスメント)手法を用いた研究開発の状況
(5) 環境に配慮 した輸送	ア. 輸送における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等(※)	▶ 輸送に伴う環境負荷の排出総量 ▶ 環境負荷低減に資する輸送による環境保全効果 ▶ 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況 ▶ 大都市圏におけるNOx・PM法の取組状況 ▶ 輸送に伴う梱包材等の再利用量(率)と廃棄量 ▶ 生物多様性の保全への配慮状況(外来種の移動防止措置など)
(6) 環境に配慮 した資源・不動産開発／投資等	ア. 資源・不動産開発における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等(※) イ. 投資等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等(※)	▶ 開発・投資等に伴う環境への影響総量(当年度施工・資金拠出全体の排出量推計及び主要案件の排出係数など) ▶ 環境負荷低減に資する開発・投資等による環境保全効果 ▶ 環境格付手法や環境影響評価手法の概要 ▶ 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況 ▶ 同意する(遵守する)原則・指針等(赤道原則、責任投資原則(PRI)、21世紀金融行動原則等)
(7) 環境に配慮 した廃棄物処理／リサイクル	ア. 廃棄物処理／リサイクルにおける環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等(※)	▶ 製品等の廃棄に伴う環境負荷の排出総量 ▶ 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクルによる環境保全効果 ▶ 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況(※)

「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標 【第6章】

	①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
各記載項目の共通 事項	ア. 環境負荷の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・(必要に応じて)原単位による数値情報 ウ. 数値情報に関する補足情報(※)	▶ 数値情報に関する補足情報(※) ▶ 規制動向等の背景情報(法改正の重要な変更点など) ▶ 災害・事故等における環境負荷、経営への影響等(現状の状況、対応策など) ▶ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況
1. 資源・エネルギーの投入状況 (1) 総エネルギー投入量及びその低減対策	ア. 総エネルギー投入量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量による数値情報(※) ウ. 数値情報に関する補足情報	▶ 原単位による数値情報(※) ▶ 総エネルギー投入量の内訳(種類別使用量)(ジュール)(※) ▶ 自家発電量の内訳(ジュール、kWh)(※) ▶ 販売エネルギー量の内訳(ジュール)(※) ▶ エネルギー生産性、エネルギー利用効率及びその向上対策 ▶ 他の記載事項は共通事項を参照
(2) 総物質投入量及びその低減対策	ア. 総物質投入量(又は主要な原材料等の購入量、容器包装材を含む)の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・原単位による数値情報(※) ウ. 数値情報に関する補足情報	▶ 天然資源や循環資源等の調達又は使用に関わる制約等、操業に関連するリスクの状況及びその対応策の実施体制等 ▶ 総物質投入量における再生資源の割合 ▶ 資源生産性及びその向上対策 ▶ 循環利用率、循環利用率の向上対策 ▶ 製品・商品以外の消耗品等として消費する資源(容器包装のための資材を除く)の量 ▶ 自ら所有する資本財として設備投資等に投入する資源の量 ▶ 請け負った土木・建築工事等に投入する資源の量 ▶ 製品群毎の再使用・再生利用可能部分の比率 ▶ 使用済み製品、容器・包装の回収量 ▶ 回収した使用済み製品、容器・包装の再使用量、再

「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標 【第6章】

	①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
		生利用量、熱回収量及び各々の率 ▶ 他の記載事項は共通事項を参照
(3) 水資源投入量及びその低減対策	7. 水資源投入量の低減に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量・原単位による数値情報 (※) 5. 数値情報に関する補足情報	▶ 水資源投入量内訳 (m ³) ▶ 個別事業所毎の水資源投入量 ▶ 他の記載事項は共通項目を参照
2. 資源等の循環的利用の状況 (事業エリア内)	7. 物質の循環的利用に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量・原単位による数値情報 (※) 5. 数値情報に関する補足情報	▶ 事業エリア内での循環的利用型の物質の種類と量の内訳 (トン又はその他の単位) ▶ 事業エリア内での水の循環的利用量 (m ³) の内訳 ▶ 事業エリア内で再生利用された資源の量 ▶ 事業エリア内で熱回収された資源エネルギーの量 ▶ 他の記載事項は共通項目を参照
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況 (1) 総製品生産量又は総商品販売量等	7. 総製品生産量又は総商品販売量、サービス等の業務提供量 4. 補足情報 (※)	▶ 容器包装使用量 ▶ 他の記載事項は共通事項を参照
(2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	7. 温室効果ガス等排出量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量・原単位による数値情報 (※) 5. 数値情報に関する補足情報	▶ 温室効果ガス排出量の内訳情報 (セグメント別、発生源別、活動範囲別など) と低減対策 ▶ 温室効果ガス排出量を削減するため、京都メカニズム等を活用している場合は、その内容、削減量 (クレジット量等) ▶ 他の記載事項は共通事項を参照
(3) 総排水量及びその低減対策	7. 排水量の低減対策及び汚濁負荷量の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量による数値情報 (※) 5. 数値情報に関する補足情報	▶ 総排水量の原単位 ▶ 排出先別排水量の内訳 (m ³) ▶ 総排水量の内訳 (業種や事業特性に応じたもの) ▶ 個別事業所毎の排水量内訳 ▶ 海や河川湖沼等の水利用 (主に熱交換として) における温排水・冷排水の利用量、平均温度差、及び排熱量 ▶ 他の記載事項は共通事項を参照
(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	7. 大気汚染物質の排出防止、騒音、振動、悪臭の低減対策に関する方針、計画、目標、実績、取組状況及び改善策等 4. 総量・濃度等による数値情報 (※) 5. 数値情報に関する補足情報	▶ 事業所毎の排出量内訳 ▶ 屋上、壁面及び敷地内の緑化や高反射性塗装、保水性舗装等、都市表面被覆の改善につながる建物、構造物への環境対策の状況 ▶ 地中熱や河川水等を活用した空調排熱等、大気中への人工排熱の排出削減につながる建物等への環境対策の状況 ▶ 他の記載事項は共通事項を参照
(5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	7. 化学物質の管理、排出量・移動量の低減対策、より安全な物質への代替措置、安全対策等について、方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量・原単位による数値情報 (※) 5. 数値情報に関する補足情報	▶ 化学物質の製造・輸入量、取扱量、平均保管量、最大保管量 (トン)、用途等 ▶ 事業所毎の化学物質の排出量、移動量、左記の原単位 ▶ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの状況 (説明会の開催回数等) ▶ 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム (通称: Japanチャレンジプログラム) などの対象物質の取扱状況及び安全性情報収集状況 (スポンサー登録並びに安全性情報収集計画書及び報告書提出を行った物質数) ▶ 取り扱っている化学物質の安全性情報の収集、リスク評価の実施 (物質名、物質数等) ▶ 川上 (化学物質製造事業者等) から川下 (成形品製造事業者等) への化学物質有害性情報に係る伝達方針及び取組状況 ▶ 川下から川上への化学物質の用途情報に係る伝達方針及び取組状況 ▶ 海外の関連法規制 (RoHS、REACH等) への対応状況 ▶ 他の記載事項は共通項目を参照
(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	7. 廃棄物等の発生抑制、削減、管理方法、処理・処分方法、リサイクル対策等に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量・原単位による数値情報 (※) 5. 数値情報に関する補足情報	▶ 拡大生産者責任に対する対応 ▶ 廃棄物等の処理・処分方法の内訳 ▶ 廃棄物等総排出量の主な内訳 (有価物を含む) ▶ 廃棄物最終処分量の内訳 (※) ▶ 発注者として建設廃棄物の削減・再資源化等に対する対応

「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標 【第6章】		
	①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ マニフェスト交付枚数及び電子マニフェスト利用状況 ▶ 他の記載事項は共通項目を参照
(7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア. 有害物質等の漏出防止に関する方針、取組状況及び改善策等 イ. 災害・事故等による漏出が発生した場合、有害物質等の漏出量及びその対応状況 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有害物質等の事業所毎の保管量内訳
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ア. 生物多様性の保全や持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等（事業とは直接関連しない社会貢献活動も含む） イ. 総量・原単位による数値情報（※） ウ. 数値情報に関する補足情報 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動と生物多様性との関係性を表す情報 ▶ 他の記載事項は共通事項を参照

「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標 【第7章】		
	①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況 (1) 事業者における経済的側面の状況	<ul style="list-style-type: none"> ア. 環境配慮経営に関連する財務数値（環境会計情報等）（※） イ. 上記の財務数値に関する補足情報（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境配慮経営に関連する財務数値（①ア. 以外）（※） ▶ 環境配慮経営に関連する事業機会やリスク（※） ▶ 自然災害・事故等による財務影響等 ▶ 環境効率指標（環境負荷と財務数値を指標としたもの） ▶ 環境格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響（ブランド、調達金利など）
(2) 社会における経済的側面の状況	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境配慮経営が社会に及ぼす経済的便益・負担（※） ▶ 環境配慮経営に関連する事業機会やリスクとの関連（収益への寄与、内部費用化の可能性など） ▶ 環境負荷等の経済価値評価（※） ▶ 数値情報に関する補足情報（※） ▶ 環境配慮経営の社会的側面に関する状況
2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 重要な社会的課題に対応するための取組方針、目標、計画、取組状況等（※） ▶ 社会的側面を表す数値情報（※） ▶ 数値に関する補足情報（※） ▶ 重要な社会的課題への対応に関連して同意する（遵守する）憲章、協定、運用もしくは遵守している規格等の名称と内容 ▶ 社会責任格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響（ブランド、調達金利など）

その他の記載事項等 【第8章】		
	①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
1. 後発事象等 (1) 後発事象	ア. 後発事象の内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 後発事象による環境報告への影響 ▶ 後発事象による次期以降の環境及び経営への影響
(2) 臨時的事象	ア. 臨時的事象の内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 臨時的事象による環境及び経営への影響
2. 環境情報の第三者審査等	—	—

4.【環境効率指標例】

環境効率を示す環境効率指標には、複数の環境負荷を一つに統合する算定方法や、複数の環境負荷を統合せずに、事業活動に伴う特定の環境負荷について、環境保全コスト一単位当たりの値や付加価値等との比較についての環境効率を算出する方法もあります。

本来は、原料調達や使用・廃棄の段階も含めた製品や組織におけるライフサイクル全体の環境効率性を高めることが目標となるべきであり、それらに関する環境負荷の把握が可能である場合は、できるだけ範囲を広げて環境効率性を示すことが期待されます。

また、環境効率を示す指標の分子・分母にはさまざまな要素との組み合わせがあり、業種や事業特性に応じた要素を適切に選定することが必要です。いくつかの指標を組み合わせて用いることによって、より幅広い情報を提供することも考えられます。なお、環境効率の定義や測定の状態は業種により異なることがあり、事業内容の異なる事業者間について比較する場合には注意が必要です。

さらに、環境効率や全体的な環境負荷総量（異なる種類の環境負荷の量を何らかの係数により統合した単一の指標で表すもの）に関する改善状況について、中長期の目標と関連させて示すことも期待されます。

代表的な環境効率指標の事例

特定の環境負荷を対象とする環境効率指標には、売上高 CO₂原単位や生産高廃棄物原単位等があります。また、複数の環境負荷（環境影響）を統合した値を対象とする環境効率指標には、各事業者による独自の手法だけでなく、「LIME(被害算定型環境影響評価手法)」や「JEPIX(環境政策優先度指数)」等の民間研究機関が開発した手法があります。特に、後者の環境効率指標を用いる場合は、統合に用いる係数はさまざまな推定条件や前提条件に基づいて算定されていることを十分に理解することが必要です。それゆえ、環境報告においては環境効率指標の考え方とともに算定式を明記し、ステークホルダーに指標の持つ意味を正確に伝える工夫が求められます。また、事業者間の比較を行う際には、環境効率指標が持つ特性や限界等に十分留意する必要があります。

環境効率指標に採用する分子・分母にはさまざまな指標が可能ですが、代表的な環境効率指標には以下のようなものが考えられます。ここで示すもの以外にも、事業者等において考案されている多様な環境効率指標があり、経済産業省が運営している「環境報告書プラザ」では、環境効率指標を開示している企業の事例を一覧することが出来ます。

<http://www.ecosearch.jp/kankyoplz/newdata.html>

$\frac{\text{付加価値}}{\text{CO}_2 \text{ 排出量 (トン)}}$	(この逆数も考えられます)
<p>(注) 付加価値の値としては、「売上高－原材料費等（外部からの購入費用）」もしくは「営業利益＋人件費＋減価償却費」等を用いることができます。</p>	

このほかに、次のような指標も考えられます。

$$\frac{\text{生産高 もしくは 売上高}}{\text{CO}_2 \text{ 排出量 (トン)}} \quad (\text{この逆数も考えられます})$$
$$\frac{\text{生産高 もしくは 売上高}}{\text{総物質投入量あるいは廃棄物最終処分量 (トン)}} \quad (\text{この逆数も考えられます})$$

【指標算出にあたっての留意点】

- (i) 環境効率指標の計算にあたっては、分子（経済価値）と分母（環境負荷）の数値のバウンダリー（集計範囲）を一致させることが必要です。
- (ii) 分母（環境負荷）に採用する数値（CO₂排出量や廃棄物最終処分量等）は、相対値ではなく総量で表示することが必要です。
- (iii) 環境効率指標は事業者の環境経営の取組や努力を如実に反映するものですが、それはあくまでも相対値であるため、読み手に誤解を与えないように、総量も併記する必要があります。
- (iv) 環境効率指標の開示は経年変化が明確に分かるように記載する必要があります。それは事業者の取組の成果や課題を分析することにも役に立つものです。

●LIME(被害算定型環境影響評価手法)について

http://www.aist-riss.jp/main/modules/groups_alca/content0004.html

LIME(日本版被害算定型ライフサイクル環境影響評価手法 Life-cycle Impact assessment Method based on Endpoint modeling)は、(独)産業技術総合研究所のライフサイクルアセスメント研究センターが、第一期 LCA 国家プロジェクト(1998年4月～2003年3月)において開発した評価手法です。第二期 LCA 国家プロジェクト(2003年4月～2006年3月)において、LIMEの信頼性と汎用性を向上させると共に、LCIAの実施を産業界に定着させるための調査研究を行い、第二版(LIME2)を開発しました。

この手法は地球温暖化等 15 種の影響領域を通じて発生する被害量を人間健康等のエンドポイントごとに求め、これらを基礎として環境影響の統合化まで行う被害算定型のアプローチを採用したものです。

LIME の開発には、疫学、気象学、保全生物学、保険統計学等の自然科学的知見と環境経済学、社会学、心理学等の社会科学に基づく分析結果に基づいて、本研究は環境分野の総合研究として位置づけられます。影響領域から直接統合化するという従来のアプローチを脱却し、かつ、LCIA(ライフサイクル環境影響評価)の研究水準を飛躍的に向上したものとして国内外において評価を得ています。さらに、評価者の多様な LCIA の目的に沿うため、1,000を超える環境負荷物質を対象とした、特性化、被害評価、統合化の 3 ステップの LCIA 用係数リストを開発し、これらを公開しています。

参考図書 「LIME2 意思決定を支援する環境影響評価手法」2010年10月30日発行、編著：伊坪徳宏、稲葉敦 発行所：(社)産業環境管理協会

●JEPIX(日本における環境政策優先度指数)について

<http://www.jepix.org/>

JEPIX (Japan Environmental Policy Index)は、科学技術振興事業団と環境経営学会において、国際基督教大学の宮崎修行教授をリーダーとするチームが開発した、環境格付を理論的にサポートするための環境パフォーマンス評価手法です。ウェイトイングエコファクター(重み付け係数)の開発により、企業と一般市民のコミュニケーションのために有用な環境格付に役立つ、透明で公平な環境パフォーマンス評価が可能になります。

このウェイトイングエコファクターは、ヨーロッパで定評のあるスイス環境庁のエコポイント手法の考え方を応用して、2002年レベルでの国際的数値と、日本の環境省の算定、公表する国内の数値を基礎としたもので、我が国に相応しいエコファクターとなっています。このエコファクターを、求める製品のライフサイクルから算出された環境負荷に乗じて総和をとることにより、環境指標値を求める事ができ、環境パフォーマンスを定量的に把握する事ができるようになります。JEPIXは112のPRTR対象物質を含む、400種類以上もの物質を網羅しています。また、地域ごとの空気と水の質の違いを反映する全47都道府県の地域ごとのデータも考慮しています。

JEPIX 報告書は、以下のウェブサイトから無償で入手できます。

<http://www.jepix.org/request.php>

また、JEPIX の簡易算出シート(エクセルシート)が開発され、以下のウェブサイトから無償で入手できます。

<http://sus.kpmg.or.jp/whoweare/jepix.html>

(注1) (社)産業環境管理協会に事務局をおく「LCA 日本フォーラム」では、環境効率に関する資料を提供しています。

<http://lca-forum.org/environment/>

(注2) 環境負荷(影響)の統合手法には、上述した方法以外にもさまざまなものが開発されていますが、統合のための定義式や環境負荷(影響)に掛ける係数等は開発者の独自の考え方に基づいています。それゆえ、それぞれ統合した環境負荷の値には差異を生じることも多いため、このような統合手法を用いる場合には、読み手に誤解を与えないように、その基本的な考え方や手法・計算式あるいは限界について十分な説明をすることが必要です。

5.【指標の一般的な計算例】

指標を算定するにあたって一般的に用いられている算定方法等について、いくつか例示しています。法令等で規定されている算定方法に該当する指標の場合には、その計算式を用いることを原則とします。法令等で規定されていない場合には、算定に使用した計算式を記載することが望まれます。

環境に配慮した輸送に関する状況

【総輸送量】(単位:トンキロ、人キロ)

■トンキロ(t×km)の算定式

トンキロ算定の対象範囲

- ・ 原則として、自社が荷主として所有権をもつ貨物の輸送を対象とする。ただし、事業場内の構内輸送は含まない。
- ・ 小規模輸送(小口混載便、宅配便、非主力製品等)に関しては、全体の輸送量との対比において十分に小さいと認められる場合には、対象外としても良い。
- ・ 空車走行部分は対象外とする。

トンキロの算定方法

トンキロを把握する貨物区分を決定し、次にそれぞれの貨物区分について、重量(トン)、距離(キロ)そして輸送量(トンキロ)を順に計算する。

①重量(トン)の把握

- ・ 貨物区分ごとに、輸送した貨物の重量を把握する。
- ・ 重量の算定方法としては、実重量を把握する方法以外に、貨物1個あたりの重さ×輸送個数から算出する方法、容積を重量に換算する方法等がある。

②距離(キロ)の把握

- ・ 貨物区分ごとに、輸送距離を把握する。
- ・ 輸送距離の把握方法には、輸送事業者から実輸送距離等のデータを入手する方法、都道府県庁所在地間距離等を活用して推計する方法、船舶や鉄道、航空機については路線距離(運賃計算に用いる距離)を用いる方法等がある。

③輸送量(トンキロ)の算定

- ・ トンとキロをそれぞれの貨物区分ごとに乗じた値を合計する。(総トン数に総キロ数を乗じた値ではないことに注意)

(注) 以上については、資源エネルギー庁省エネルギー対策課編著「荷主のための省エネ法ガイドブック」(2006年5月)を参考とした。

■ 人キロ(人×km)の算定式

人キロの算定方法

トンキロの算定方法に準じて、運んだ旅客数(人)にそれぞれの乗車した距離(キロ)を乗じた値を合計して算出する。

【共同輸配送や帰り荷確保等における輸送効率】(単位:%)

■ 輸送効率 [輸送トンキロ(t×km)]/[能力トンキロ(t×km)]

能力トンキロ(t×km)の算定方法

輸送トンキロについては、上記のトンキロ算定における貨物区分ごとの重量について実重量の代わりに最大積載量を用いることにより、トンキロと同様に算定する。

■ 輸送効率 [輸送人キロ(人×km)]/[能力人キロ(人×km)]

能力人キロ(人×km)の算定方法

能力トンキロの集計方法に準じて算出する。

(資源・エネルギーの投入)

総エネルギー投入量及びその低減対策

【総エネルギー投入量】(単位:J)

エネルギー投入量(GJ)

= (各種エネルギーの年間使用量×エネルギーの種類ごとの換算係数)の合計量

水資源投入量及びその低減対策

水資源投入量(万 m³)

= 上水年間使用量(万 m³) + 地下水年間使用量(万 m³) + 工業用水年間使用量(万 m³)

(資源等の循環的利用)

事業エリア内で循環的利用を行っている物質等

水の循環的利用量(万 m³)

= 上水年間再生使用量(万 m³) + 地下水年間再生使用量(万 m³)

+ 雨水年間再生使用量(万 m³) + 工業用水年間再生使用量(万 m³)

(注)ここでの雨水とは、サイト内で利用した雨水量のことをいう。

(生産物・環境負荷の算出・排出等)

温室効果ガスの排出量及びその低減対策

【温室効果ガス排出量】

$$\begin{aligned} & \text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{e)} \\ & = \text{エネルギー起源 CO}_2\text{ 排出量} \\ & \quad + \text{非エネルギー起源 CO}_2\text{ 排出量} \\ & \quad + (\text{メタン排出量} \times \text{地球温暖化係数}) \\ & \quad + (\text{一酸化二窒素排出量} \times \text{地球温暖化係数}) \\ & \quad + (\text{各種 HFC 類排出量} \times \text{地球温暖化係数}) \\ & \quad + (\text{各種 PFC 類排出量} \times \text{地球温暖化係数}) \\ & \quad + (\text{SF}_6\text{ 排出量} \times \text{地球温暖化係数}) \end{aligned}$$

■エネルギー起源 CO₂ 排出量の算定式

$$\begin{aligned} & \text{CO}_2\text{ 排出量 (t-CO}_2\text{)} \\ & = (\text{燃料の種類ごとの燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12) \\ & \quad + (\text{他人から供給された電力量} \times \text{単位電力量あたりの排出量}) \\ & \quad + (\text{他人から供給された熱使用量} \times \text{単位熱量あたりの排出量}) \end{aligned}$$

(注 1) 非エネルギー起源 CO₂ 及び CO₂ 以外の温室効果ガス排出量の算定方法は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver.3.2(平成 23 年 4 月)」(環境省、経済産業省)を参考にしてください。

(注 2) 排出係数は単位発熱量あたりの炭素排出量のことです。

■二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量(t-CO₂e)の算定式

$$\begin{aligned} & \text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{e)} \\ & = \text{温室効果ガス排出量 (t)} \times \text{当該温室効果ガスの地球温暖化係数 (t-CO}_2\text{e / t)} \end{aligned}$$

(注) 各種温室効果ガスの地球温暖化係数は、地球温暖化係数の出所:「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」を参考にしてください。

温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果を評価する方法については、対策の種類によってさまざまな考え方がありますが、個々の対策の実態に即した合理的な方法により評価する必要があります。温室効果ガスの削減量について環境報告として環境報告書に記載する際には算定に用いた式と排出係数を合わせて記載し、算定根拠を明らかにすることが必要です。

なお、算出にあたり、いくつかの考え方がありますので、ウェブ上に掲載している事業者等の URL を参考に示します。

- 環境省中央環境審議会 地球環境部会「目標達成シナリオ小委員会」中間取りまとめ(平成 13 年 6 月)

<http://www.env.go.jp/council/06earth/r062-01/index.html>

電気の使用に係る対策の温室効果ガス削減量を、電気の削減量(kWh)に全電源平均排出係数(0.36kg-CO₂/kWh)と火力平均排出係数(0.69kg-CO₂/kWh)をそれぞれ乗じたものを併記しています。

- 電気事業連合会:<http://www.fepc.or.jp/index.html>

(電気事業における環境行動計画)

<http://www.fepc.or.jp/future/warming/environment/index.html>

<http://www.fepc.or.jp/future/warming/environment/pdf/2011.pdf>

CO₂ 排出原単位の増減の要因分析や 1990 年度、2008 年度、2009 年度、2010 年度の CO₂ 排出実績と 2008～2012 年度における CO₂ 排出目標が出ています。

<http://www.fepc.or.jp/thumbnail/env-report2006/warming01.html>

- 石油連盟 暮らしと石油の情報館:<http://sys.paj.gr.jp/>

(石油コージェネレーションの環境特性)

http://sys.paj.gr.jp/cogeneration/environment01_2.html

石油コージェネレーションを導入して一般電気事業者からの購入電力を削減する場合の評価として、火力平均係数を用いる手法を示しています。

- 社団法人日本ガス協会:<http://www.gas.or.jp/default.html>

(II 説明資料/3.地球温暖化対策)

http://www.gas.or.jp/kankyo/02_03.html

ガス事業の自主行動計画における目標、CO₂ 排出実績及び見通し、実施した取組、今後実施予定の対策などを示しています。

- 東京ガス株式会社:<http://www.tokyo-gas.co.jp/company.html>

(CO₂ 排出原単位の考え方)

<http://www.tokyo-gas.co.jp/env/gas/category08.html#contents>

都市ガスの使用による CO₂ 排出量を、都市ガスの使用量(m³)から直接計算する方法と、発熱量(MJ)から計算する方法を併記しています。

大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策

【硫黄酸化物(SO_x)排出量】

■原料又は燃料中の硫黄分から算出する場合*1

- 1) SO_x 排出量(t)
= 原材料又は燃料使用量(ℓ) × 原材料又は燃料の密度(g/cm³)
× 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合(重量%)/100 × (1-脱硫効率(%)/100)
× 64/32 × 10⁻³
- 2) SO_x 排出量(t)
= 原材料又は燃料使用量(kg) × 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合(重量%)/100
× (1-脱硫効率(%)/100) × 64/32 × 10⁻³
- 3) SO_x 排出量(t)
= 原材料又は燃料使用量(Nm³) × 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合(容量%)
× (1-脱硫効率(%)/100) × 64/22.4 × 10⁻³

*1: 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第3条に定める算定方式を援用

■排出ガス中の硫黄酸化物濃度から求める場合*2

- 1) 硫黄酸化物(SO_x) 排出量(t)
= SO_x 濃度(ppm)^{*3} × 10⁻⁶ × 乾き排出ガス量(Nm³/h)^{*3} × 施設の年間稼働時間(h)
× 64/22.4 × 10⁻³
- 2) 硫黄酸化物(SO_x) 排出量(t)
= 時間当たりの SO_x の量(Nm³/h) × 施設の年間稼働時間(h) × 64/22.4 × 10⁻³

*2: 硫黄酸化物(SO_x)濃度を毎月測定している場合は、各月の SO_x 濃度と各月の排出ガス量(=時間当たり排出ガス量 × 稼働時間)を乗じた値を合計して算出します。
時間当たり硫黄酸化物(SO_x)量(Nm³/h)を毎月測定している場合は、各月の時間当たりの SO_x 排出量と各月の稼働時間を乗じた値を合計して算出します。
SO_x 排出量は施設ごとに算出した SO_x 排出量の合計量です。
脱硫装置を設置している場合は、脱硫装置出口の SO_x 濃度(又は時間当たり排出量)を用います。

【窒素酸化物(NO_x)排出量】

■排出ガス中の窒素酸化物濃度から求める場合*1

- 1) 窒素酸化物(NO_x) 排出量(t)
= NO_x 濃度(ppm)^{*2} × 10⁻⁶ × 乾き排出ガス量(Nm³/h)^{*3} × 施設の年間稼働時間(h)
× 46/22.4 × 10⁻³
- 2) 窒素酸化物(NO_x) 排出量(t)
= 時間当たりの NO_x の量(Nm³/h) × 施設の年間稼働時間(h) × 46/22.4 × 10⁻³

*1: 窒素酸化物(NO_x)濃度を毎月測定している場合は、各月の NO_x 濃度と各月の排出ガス量(=時間当たり排出ガス量×稼働時間)を乗じた値を合計して算出します。
時間当たり窒素酸化物(NO_x)量(Nm³/h)を毎月測定している場合は、各月の時間当たりの NO_x 排出量と各月の稼働時間を乗じた値を合計して算出します。
NO_x 排出量は施設ごとに算出した NO_x 排出量の合計量です。脱硫装置を設置している場合は、脱硫装置出口の NO_x 濃度(又は時間当たり排出量)を用います。

化学物質の排出量、移動量及びその低減対策

【化学物質の排出量、移動量】

排出量 or 移動量 = 排ガス、排水、廃棄物中の対象物質濃度 × 年間排ガス、排水、廃棄物量

排出量 or 移動量 = 排出係数 × 年間取扱量

排出量 or 移動量 = 物性値を用いた計算による排ガス、排水、廃棄物中の対象物質濃度
× 年間排ガス、排水、廃棄物量

排出量 or 移動量 = 対象化学物質の取扱量 - 製造品としての搬出量 - 他の排出量・移動量

(注) 排出量、移動量は PRTR 法に基づき、都道府県経由で国へ届出されますが、その届出値は、有効数字 2 桁(四捨五入)と定められています。その結果、全社合計等を算出する場合、届出値のまま合算することを原則としますが、より正確と思われる有効桁数の多い数値を用いることもできます。ただし、その場合には届出した数値合計と一致しないことに留意してください。

詳細は、「PRTR 排出量等算出マニュアル」を参考にしてください。

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/calc.html>

廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

【廃棄物等排出量】

廃棄物等排出量(t)

= 産業廃棄物排出量(t) + 事業系一般廃棄物排出量(t) + 事業所内部での埋立量(t) + 有価物売却(or 発生)量(t)

(注 1) 事業系一般廃棄物排出量には専ら再生利用の目的となるものを含まず、産業廃棄物は、専ら物に通常入りません。

(注 2) 廃棄物最終処分量(t)の内訳は、以下のとおりです。

- 直接埋立処分される産業廃棄物量(t)
- 産業廃棄物で埋立処分が予想される中間処理後残渣量・再資源化後残滓量(t)
- 一般廃棄物で埋立処分される量と中間処理や再資源化後に埋立が予想される量(t)
- 自社敷地内に埋立処分した廃棄物量(t)

(注 3) 直接埋立処分される産業廃棄物量とは、マニフェスト上直接埋立処分となるものを指します。産業廃棄物で埋立処分が予想される中間処理後残渣量・再資源化後残滓量とは、次の算式で算定します。

中間処理後残渣量・再資源化後残滓量(t) = 中間処理量(t) × 残渣率 + 再資源化量(t) × 残滓率

総排水量等及びその低減対策

【総排水量】

■総排水量の算定式

総排水量は、工場及び事業場からの排出先が公共用水域(河川、湖沼、海域)か下水道かに係わらず、工程や浄化槽からの処理排水だけでなく、敷地内で合流する希釈水、冷却水、雨水等を含む最終放流口の排水量を実測もしくは推定して算定します。工程や浄化槽からの処理排水とは別に、冷却水、雨水等を雨水側溝から公共用水域に放流されているものは原則含みませんが、別途、冷却水・雨水等排水量として開示することを妨げません。

$$\text{排水量(m}^3\text{/年)} = \text{工程等からの処理排水等の最終放流口での年間排水量(m}^3\text{/年)}$$

排水量を流量計等のメーターによって測定していない場合は、次の算式例を参考に合理的な方法で算出してください。ただし、開示している排水量が実測に基づく数値ではない旨及び排水量の算定方法を注記する必要があることに留意ください。

排出先が公共用水域の場合(算式例)

$$\text{排水量(m}^3\text{/年)} = \text{水資源投入量} - \text{蒸発量} - \text{地下浸透量} - \text{生産製品含有量}$$

排出先が下水道の場合(算式例)

$$\text{排水量(m}^3\text{/年)} = \text{水資源投入量} \times (1 - \text{認められた減免率})$$

あるいは、

$$\text{排水量(m}^3\text{/年)} = \text{水資源投入量} - \text{認められた減免量(実測冷却水量、生産製品含有量等)}$$

(注1)減免とは、自治体の下水道局や下水道課が、下水道に排水される量が、上水道、工業用水、井戸水等の合計使用量から減少すると合理的に見積もり計算ができ、その量に対する下水道使用料の減額を受けることを言います。算式で使用している減免率、減免量とは、自治体に認められた減免される金額に対応する率や排水量を指します。

【水質汚濁負荷量】

■水質汚濁負荷量の算定式

CODに係る汚濁負荷量(t)

$$= \text{特定排出水の COD 濃度 (mg/l)} \times \text{年間の特定排出水量 (m}^3\text{)} \times 10^{-6}$$

窒素含有量に係る汚濁負荷量(t)

$$= \text{特定排出水の窒素濃度 (mg/l)} \times \text{年間の特定排出水量 (m}^3\text{)} \times 10^{-6}$$

りんに係る汚濁負荷量(t)

$$= \text{特定排出水のりん濃度 (mg/l)} \times \text{年間の特定排出水量 (m}^3\text{)} \times 10^{-6}$$

(注 1) 複数の排出口から排水している場合は、各々の排出口ごとに汚濁負荷量を算定し、それらを合計します。

(注 2) 水質汚濁防止法上の総量規制の対象でない事業者については、上記算定式において「年間の特定排出水量」を「総排水量」と読み替え、「特定排出水の COD(窒素、りん)濃度」には排水水中のそれぞれの濃度を用いて算定します。

(注 3) 総量規制項目以外の健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類等について、汚濁負荷量を算定する時は、上記算出式において「年間の特定排出水量」を「総排水量」と読み替え、「特定排出水量の COD(窒素、りん)濃度」には排水水中のそれぞれの濃度を用いて算出します。

(注 4) 下水道への排出の場合は、汚濁負荷量を算定しても、公共用水域への排出量との合算は、通常行いません。

(注 5) 「特定排水」とは、排水(特定事業場(特定施設を設置する工場又は事業場)から公共用水域に排出される水)のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものを言います(水質汚濁防止法施行規則第1条の5)

(参考資料)

「化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法(昭和 54 年 5 月 16 日環境省告示第 38 号)」、「窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法(平成 13 年 12 月 13 日環境省告示第 77 号)」、

「りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法(平成 13 年 12 月 13 日環境省告示第 78 号)」

6.【個別の環境課題に関連する財務影響等（例示）】

第7章「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標について、具体例をご紹介します。

※なお、下表はあくまで参考例示です。企業毎に重要な環境課題を把握し、それに関連する財務影響を評価分析した上で開示することが望ましく、全てを例のように記載するというものではありません。

○リスク情報と環境配慮経営の状況を表す情報・指標の例

リスク情報	経営への財務影響（例）		
	影響の状況	環境配慮の取組状況	取組による経済効果
環境関連法規制等の導入・強化	エネルギー・資源等の価格が高騰して原価に影響した場合の開示内容例 ・エネルギーコスト ・資源コスト ・税金等の負担額	左記のリスクに対応した環境配慮経営の状況に関する開示内容例 ・取組コスト ・取組による経済効果 ・投資計画・見込額 ・オフセット額 ・資産除去債務、引当金	左記のリスクを機会とした事業活動の開示内容例 ・環境配慮製品の売上見込・市場規模 ・顧客効果 ・損失回避額
異常気象や海面上昇等	原材料の調達が困難となり、操業中止となった場合の開示内容例 ・損害額 ・機会損失額 ・エネルギーコスト ・資源コスト	気候変動対策や適応策の状況の開示内容例 ・取組コスト ・取組による経済効果 ・拠点の移転コスト ・代替原料の調達額	左記のリスクを機会として、新たなプロジェクトに取り組む場合の開示内容例 ・投資による環境効率 ・損失回避額
消費者・ユーザーの選好の変化	従来の商品の売れ行きが落ち込み、収益が悪化した場合の開示内容例 ・当該製品の売上見込み・市場シェア、規模	左記のリスクに対応して環境配慮設計に取り組んだ場合の開示内容例 ・取組コスト（研究開発費） ・設備投資額 ・オフセット額	左記のリスクを機会として、環境配慮製品を販売した場合の開示内容例 ・環境配慮製品の売上見込・市場規模 ・顧客効果 ・損失回避額

○環境課題別の環境配慮経営の状況を表す情報・指標の例

環境課題	影響の状況	環境配慮の取組状況	取組による経済効果
気候変動	・温室効果ガス排出量規制に対するエネルギーコストの変化・見通し	・省エネ設備等への投資額 ・オフセットコスト	・クレジット売却益 ・損失回避額
	・需要変化による製品・サービス等の売上・シェアの変化・見通し	・省エネ製品・サービス等のパフォーマンス向上 ・同製品・サービス等の研究開発費、売上	・省エネ製品・サービス等の売上・見込み額 ・損失回避額 ・顧客効果
	・異常気象や生物資源の分布変化による原材料調達コストの変化・見通し	・関連原材料の削減、代替原材料の開発投資額 ・原材料調達先の分散化コスト	・損失回避額
水資源	・水使用量規制等による水コストの変化・見通し	・節水設備等への投資額	・損失回避額
	・需要変化による製品・サービス等の売上・シェアの変化・見通し	・節水製品・サービス等のパフォーマンス向上 ・同製品・サービス等の研究開発費、売上	・節水製品・サービス等の売上・見込み額 ・損失回避額 ・顧客効果
	・水資源の枯渇・減少による原材料調達コストの変化・見通し	・代替原材料の開発投資額 ・原材料調達先の分散化コスト	・損失回避額
	・地域における水紛争等による企業評価の変化・見通し	・地域住民とのコミュニケーションに要するコスト ・節水設備への投資額	・損失回避額
資源	・鉱物資源、森林資源の管理制度による原材料調達コストの変化・見通し ・特定鉱物資源の使用規制導入による原材料調達コストの変化・見通し ・鉱物資源や森林資源の減少・枯渇による原材料調達コストの変化・見通し	・代替原材料の開発投資額 ・原材料調達先の分散化コスト	・損失回避額
	・需要変化による省資源製品・サービス等の売上・シェアの変化・見通し	・省資源製品・サービス等のパフォーマンス向上 ・同製品・サービス等の研究開発費、売上	・代替原料使用製品等の売上・見込み額 ・損失回避額 ・顧客効果
	・紛争鉱物の使用による企業評価の変化・見通し	・原材料調達先の変更に要するコスト	・損失回避額
廃棄物・リサイクル	・廃棄物処理やリサイクルに関する規制導入によるコストの変化・見通し	・廃棄物削減、リサイクル率向上への設備投資額	・損失回避額
	・需要変化による廃棄リサイクルに配慮した製品・サービス等の売上・シェアの変化・見通し	・省資源・リサイクル製品・サービス等のパフォーマンス向上 ・同製品・サービス等のパフォーマンス向上	・関連製品・サービス等の売上・見込み額 ・損失回避額 ・顧客効果
	・廃棄物管理不徹底による企業評価の変化・見通し	・地域住民とのコミュニケーションに要するコスト ・廃棄物管理システムに要するコスト	・損失回避額

環境課題	影響の状況	環境配慮の取組状況	取組による経済効果
化学物質・有害物質	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質や特定化学物質使用規制導入によるコストの変化・見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質・化学物質管理に要するコスト 原材料の削減、代替原材料の開発投資額 	<ul style="list-style-type: none"> 損失回避額
	<ul style="list-style-type: none"> 需要変化による関連製品・サービス等の売上・シェアの変化・見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質フリー製品・サービス等のパフォーマンス向上 同製品・サービス等の研究開発費、売上 	<ul style="list-style-type: none"> 関連製品・サービス等の売上・見込み額 損失回避額 顧客効果
	<ul style="list-style-type: none"> 地域における有害物質排出による企業評価の変化・見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質・化学物質管理に要するコスト 有害物質・化学物質削減に要する設備投資額 	<ul style="list-style-type: none"> 損失回避額
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> 生物遺伝資源管理制度導入による原材料調達コストの変化・見通し 生物由来資源の使用規制による原材料調達コストの変化・見通し 生物由来資源の減少・枯渇による原材料調達コストの変化・見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 関連原材料の削減、代替原材料の開発投資額 	<ul style="list-style-type: none"> 損失回避額
	<ul style="list-style-type: none"> 需要変化による関連製品・サービス等の売上・シェアの変化・見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性配慮製品・サービス等のパフォーマンス向上 同製品・サービス等の研究開発費 	<ul style="list-style-type: none"> 関連製品・サービス等の売上・見込み額 損失回避額 顧客効果
	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の喪失に影響を及ぼす開発行為、開発を伴う原材料の使用による企業評価の変化・見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 関連原材料調達先の変更に要するコスト 	<ul style="list-style-type: none"> 損失回避額

7.【社会的側面の状況に関する情報・指標（詳細）】

次に例示したような情報や指標について、ステークホルダーとの対応を通じ、また、社会への影響や関心等も踏まえ、重要性を考慮した、適切な情報や指標を選択して記載することが期待されます。さらに、事業活動を通じて、社会的な価値の創造にどの程度寄与できたかについても取りまとめて示すことが考えられます。

①組織統治・倫理・コンプライアンス及び公正取引に関する情報・指標

- ・ 組織統治・倫理・コンプライアンス及び公正取引に係る方針、体制、計画、取組（海外における事業活動に関するものも含む）
- ・ 環境関連以外の法律等の違反、行政機関からの指導・勧告・命令・処分等の内容及び件数（独占禁止法、景品表示法、下請法、労働基準法、派遣法、公正競争規約、消費生活用製品安全法、特定商取引法、PL法、外為法等を含む）
- ・ 環境関連以外の訴訟を行っている又は受けている場合は、その全ての内容及び対応状況
- ・ 行動規範策定の状況
- ・ 独占禁止法遵守等の公正取引の取組状況（独占禁止法遵守プログラム、景品表示法遵守の取組状況、下請代金支払い遅延等防止対策の状況、流通取引慣行ガイドライン遵守プログラムの状況等）
- ・ 公益通報者保護に係る方針、計画、取組

②人権に関する情報・指標

- ・ 事業と人権との関係の認識、人権保護・尊重に関する方針、計画、取組
- ・ 人権保護に関する管理・評価・解決のための体制
- ・ 多様性の尊重、あるいは性別、年齢、障害の有無、健康状態（妊娠、エイズ等を含む）、言語、国籍、宗教、人種、皮膚の色、民族、先住民、移民・移民労働者、社会的出身、政治的所属、宗教、配偶者の有無等を根拠とする差別的扱いの防止の取組状況（バリューチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等）
- ・ 強制労働、雇用・職業における機会均等及び差別、児童労働の廃止、結社の自由および団体交渉の権利の尊重を含む
- ・ ステークホルダーの市民的・政治的権利（自由および生存の権利、法の下での平等、表現の自由等）、経済的、社会的、文化的権利等の尊重・保護への取組状況（バリューチェーンでの取組を含む）
- ・ 人権侵害への加担の回避のための取組の状況
- ・ 人権保護に関する従業員への教育研修状況
- ・ 個人情報保護に係る方針、計画、取組

③労働慣行に関する情報・指標

- ・ 労働慣行（雇用・労働条件・労働安全衛生・育成訓練・対話等）に関する方針、目標、計画、取組
- ・ 労働慣行に関する管理体制

- ・ 労働安全衛生に関する情報・指標
 - ✓ 労働安全衛生に関する方針、計画、取組
 - ✓ 労働災害発生頻度、労働災害件数（事故件数、死亡・高度障害・過労死等の重大事故の内容、労働安全衛生法による報告）
 - ✓ 従業員の健康管理に関する方針、取組（危険性・有害性等の調査等に関する指針への対応（※1）、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（※2）への対応、安全衛生教育の実施状況、事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（※3）への対応）
 - ✓ 度数率、強度率、労働損失日数
 - ✓ 健康／安全に係る支出額、一人あたり支出額
 - ✓ 労働安全衛生マネジメントシステム指針（※4）への対応
 - ✓ 労働安全衛生委員会の議事内容と従業員への周知

- ・ 雇用に関する情報・指標
 - ✓ 雇用に関する方針、計画、取組
 - ✓ 労働力の内訳（正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の状況、前年1年間の離職数（年齢別、性別、地域別）、労働者に対する離職者の割合（年齢別、性別、地域別）、正規雇用比率と地域の総労働者に占める正規雇用比率の比較）
 - ✓ 従業員の公正採用選考の状況
 - ✓ 人事評価制度の状況
 - ✓ 男女雇用機会均等法に係る情報（役員、管理職、正社員全体の男女別割合、ポジティブ・アクションのための提言（※5）への対応）
 - ✓ 障害者の雇用方針及び取組状況、障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者の雇用状況（障害者雇用者数、障害者雇用率）
 - ✓ 外国人の雇用方針及び雇用状況
 - ✓ 職場環境改善の取組状況（セクシャルハラスメント防止に関する方針の明確化と周知の状況、苦情窓口の設置と周知の状況、その他のいじめ防止の取組状況及びこれらに関するクレームの状況、職場におけるエイズ問題に関するガイドライン（※6）への対応、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針（※7）への対応）

- ・ 労働条件・社会的保護等に関する情報・指標
 - ✓ 賃金等の状況（正規雇用従業員の平均賃金と非正規雇用従業員の平均賃金の比率、正規雇用従業員と非正規雇用従業員との健康保険、産前・産後休業、育児休業、定年退職金の比較）
 - ✓ 労働時間・休暇等に関する制度等の状況（産前・産後休業、育児休業の取得状況、子育て支援の取組、従業員の勤務時間外教育及びNPO活動等の支援、有給及び法定外休暇の取得状況、次世代育成支援対策推進法への対応）、介護休暇制度と取得状況

- ・ 社会対話に関する情報・指標
 - ✓ 労使関係の状況（労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状況）
- ・ 人材育成・訓練等に関する情報・指標
 - ✓ 教育研修制度の状況

④広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標

- ・ 消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組
- ・ 製品・サービスの設計・製造・販売（提供）・使用・廃棄の過程を通じて、顧客の安全・衛生を確保する取り組みの方針・取組
- ・ 製品・サービスの設計・製造・販売（提供）・使用・廃棄の過程を通じて、あらゆる顧客の使いやすさを確保する取り組み（ユニバーサルデザイン）についての方針・取組
- ・ 主要な製品・サービスの安全基準適合性を認証・検証する機関及び必要に応じて認証・検証手続きの記載と安全基準適合性の数値目標と達成状況
- ・ 客への宣伝・情報提供・販売に関する法令・自主規制基準等を遵守する等、公正なマーケティングに関する社内体制
- ・ PL法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策
- ・ 販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム
- ・ 消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況（消費者基本法による製品等の苦情処理窓口の設置及びその処理の状況、消費生活用製品安全法による製品に関する被害発生の報告の状況）
- ・ 景品法による製品等の品質表示・説明に関する根拠資料の開示の状況
- ・ 製品等のリコール及び回収等の状況
- ・ 消費者契約法、消費者基本法、金融商品取引法、特定商取引法遵守に関する販売並びに消費者契約の契約条項等の適正化プログラム及びその遵守状況
- ・ 消費者の個人情報等の保護に関する取組、法律遵守状況等
- ・ 消費者教育に関する取組の状況

⑤地域及び社会に対する貢献に関する情報・指標

- ・ 地域文化やコミュニティの尊重、保護、コミュニティ参画等に係る方針、計画、取組（特に事業活動に係る国内外の地域）
- ・ 発展途上国等における社会的な取組
- ・ 地域経済への貢献、雇用創出、技能開発等についての取組
- ・ フェアトレード、CSR 調達の状況
- ・ 地域の教育・研修への協力、支援の状況
- ・ 技術の開発、技術発展支援、移転等への方針、計画、取組
- ・ 環境以外の社会貢献に係る方針、計画、取組（含むボランティア活動等）、促進のためのしくみ
- ・ NPO、業界団体等への支援状況、寄付・支援額、物資援助額等

⑥その他の社会的項目に関する情報・指標

- ・ ステークホルダー別の企業価値（付加価値）の配分
- ・ 環境関連分野以外の寄付や献金の相手先及び金額
- ・ 適正な納税負担の状況
- ・ 動物実験を実施する際の方針、計画、取組
- ・ 知的財産の尊重、保全
- ・ 武器及び軍事転用可能な製品・商品の取扱・開発・製造・販売に関する方針、計画、取組
- ・ 受賞歴

参考 労働慣行に関する情報・指標に関連する指針・提言等

※1 危険性・有害性等の調査等に関する指針への対応

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-47/hor1-47-5-1-0.htm>

※2 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-19/hor1-19-1-1-0.htm>

※3 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-21/hor1-21-1-1-0.htm>

※4 労働安全衛生マネジメントシステム指針

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-58-1-0.htm>

※5 ポジティブ・アクションのための提言

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0419-3.html>

※6 職場におけるエイズ問題に関するガイドライン

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-36/hor1-36-1-1-0.htm>

※7 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/20000401-30-2.pdf>

8.【環境配慮経営の評価チェックシート（例示）】

この環境配慮経営の評価チェックシートは、事業者が自らの環境配慮経営の進捗度評価をしたいときや利用者が簡便的に事業者の環境配慮経営を評価したいときに有用です。環境報告書への添付やグリーン購入・グリーン調達及び環境金融での利用など、様々な形での利用が期待されます。

(※)チェック欄に、内容にあてはまる項目のA、B、Cを記載。あてはまらなければ空欄。

大項目	中項目	基礎項目	質問内容	回答内容	チェック欄(※)
基本的要件	対象組織の範囲	○	環境配慮経営の対象範囲は	A 関連するすべての事業者(連結範囲等) B 自社及び重要な子会社等 C 自社のみ	
経営責任者の主導的関与	経営責任者の諸言	○	経営責任者が、環境配慮の実行を明言(コミット)しているか	A 具体的目標に言及し、実行を明言している B 目標には言及していないが、実行は明言している C 明言していない	
環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等	環境配慮の取組方針	○	環境配慮の方針を制定しているか	A 経営方針と関連付け、制定している B 経営方針との関連は乏しいが、制定している C 制定していない	
	重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	○	環境負荷が与える経営への影響を見て、重要な課題を特定しているか	A 重要な課題として、特定している B 重要な課題としては、特定はできていない C 経営への影響は重要でない	
		○	環境課題に対する目標を設定しているか	A 中長期目標(3~5年)を設定している B 短期目標(1年)のみ設定している C 設定していない	
組織体制及びガバナンスの状況	環境配慮経営に関する組織体制等(環境リスクマネジメント体制含む)	○	役員クラスの者が、環境経営を統括する組織の最高責任者となっているか	A 役員クラスの者が、統括している B 役員クラス以外の者が、統括している C 統括(関与)していない	
		○	組織体制に関する承認手続き等の責任と権限に関するルールを明確にして、適切に運用しているか	A 明確であり、適切に運用している B 明確ではないが、適切に運用している C 明確でなく、適切に運用しているといえない	
		○	環境マネジメントシステム(ISO14001やEA21など)の認証取得は、重要な拠点において取得しているか	A すべての重要な拠点において、認証取得している B 一部の重要な拠点において、認証取得している C 認証取得していない	
		○	環境マネジメントシステムは、全社的に導入しているか(認証取得の有無によらない)	A 全社的に導入している B 全社的ではないが一部の事業所で導入している C 十分導入できていない	
		○	環境教育は、従業員に実施しているか	A 全従業員に実施している B 一部の従業員のみ実施している C 実施していない	
		○	環境監査は、実施しているか	A 全拠点を対象に、実施している B 重要な拠点にのみ、実施している C 環境監査を実施していない	
	環境に関する規制等の遵守状況	○	災害事故等への対応について、防止・予防策や訓練等が計画的に実施しているか(BCPの策定・運用)	A サプライヤーも含めて、対応できている B 自社の事業エリアでは、対応できている C 十分できていない	
○		環境に関する法規制等の遵守状況を確認しているか	A サプライヤーも含めて、確認している B 自社の事業エリアでは、確認している C 十分確認できていない		
		○	過去(3年内)に法規制等への違反があった場合、その違反に十分対応できているか	A 違反の事実はない B 十分対応しており、現状では違反の事実はない C 十分対応できていない	

大項目	中項目	基礎項目	質問内容	回答内容	チェック欄(※)
ステークホルダーへの対応	ステークホルダーへの対応	○	ステークホルダーからの要請や期待を把握し、意思決定や事業活動に反映しているか	A 意思決定や事業活動に、反映している B 把握しているが、十分反映できていない C 把握できていない	
	環境に関する社会貢献活動等		社会貢献活動(行政機関等との連携を含む)を行っているか	A 全社的に行っている B 一部の従業員が行っている C 行っていない	
バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、目標等	○	製品・サービス等のバリューチェーン全体(調達・研究開発・生産・販売・輸送・廃棄まで)における環境負荷低減について取組方針を策定しているか	A 策定している B 策定していない C 経営への影響は重要でない	
			(上記がA・Bの場合) バリューチェーンにおける環境課題に対する目標を設定しているか	A 中長期目標(3~5年)を設定している B 短期目標(1年)のみ設定している C 設定していない	
			(上記がA・Bの場合) 目標の達成に向けて、戦略的・計画的に対応しているか	A 事業戦略に織り込み、計画的に対応している B 事業戦略までではないが、計画的に対応している C 対応できていない	
	グリーン購入・調達	○	グリーン購入・調達について、目標管理を実施しているか	A 目標管理している B 目標管理していない C 該当しない	
			(上記がA・Bの場合) グリーン調達において、サプライヤーの環境経営を評価しているか	A 評価している B 法規制の遵守のみ、評価している C 評価していない	
			(上記がA・Bの場合) サプライヤーが自らのサプライヤーにも、グリーン調達をするよう要請しているか	A 要請している B 法規制等の遵守のみ、要請している C 要請していない	
	環境負荷低減に資する製品・サービス等	○	製品・サービス等の使用における環境負荷低減について、目標管理を実施しているか	A 目標管理している B 目標管理していない C 該当しない	
	環境関連の新技术・研究開発		環境技術等の研究開発について、目標管理を実施しているか	A 目標管理している B 目標管理していない C 該当しない	
	環境に配慮した輸送		環境に配慮した輸送について、目標管理を実施しているか	A 目標管理している B 目標管理していない C 該当しない	
	環境に配慮した資源・不動産開発/投資		環境に配慮した資源・不動産開発/投資等(企業年金基金含む)について、目標管理を実施しているか	A 目標管理している B 目標管理していない C 該当しない	
環境に配慮した廃棄物処理/リサイクル		環境に配慮した廃棄物処理/リサイクルにおいて、取組方針の策定及び目標管理を実施しているか	A 目標管理している B 目標管理していない C 該当しない		
環境報告	環境報告の作成・公表	○	環境報告書(CSR報告書等を含む)を、作成・公表しているか	A 組織的に検証している B 組織的には検証できていない C 作成・公表していない	
	環境報告の信頼性		環境報告の信頼性を、チェックしているか	A 第三者審査を受けている B 自己評価している C チェックしていない	

(※)重要項目の環境負荷項目について、チェック(○)を行う。

環境負荷項目		重要項目のチェック(※)	規制等の遵守	環境負荷量(マテリアルフロー)の把握	バウンダリ	目標値の設定	目標達成状況
		重要な場合「○」	1.遵守している 2.遵守していない 3.規制等はない	1.把握している 2.把握していない	1. 連結 2. 連結の主要会社 3. 単体	1.中期(3~5年)及び短期(1年) 2.短期(1年)のみ 3.なし	1.達成している 2.達成していない
資源・エネルギーの投入	総合エネルギー投入量						
	総物質投入量						
	水資源投入量						
資源等の投入循環的利用							
環境負荷の排出等	温室効果ガスの排出量						
	総排水量						
	大気汚染、生活環境に係る負荷量						
	化学物質の排出量、移動量						
	廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量						
	有害物質の保管・排出量						
生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用							

(参考) 社会的側面に関する項目等

一般的に利用されているグリーン調達等で、社会的項目等として扱われている要求項目は、以下のとおりです。

	要求項目	内容
社会項目	人権・労働	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用における差別の禁止 ・人権尊重 ・児童就労の禁止 ・強制労働の禁止 ・賃金に係る法令順守 ・労働時間に係る法令順守 ・従業員との対話・協議 ・安全・健康な労働環境(機械装置の安全対策、職場の安全・衛生、労働災害・疾病、緊急時の対応、身体的負荷のかかる作業への配慮。施設の安全衛生。) ・人材育成
	安全・品質	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様(顧客・消費者)のニーズに応える製品の提供 ・製品に関する適切な情報提供 ・製品の安全確保 ・製品の品質確保
	公正取引・倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・汚職・賄賂などの禁止 ・優越的地位の濫用の禁止 ・不適切な利益供与および受領の禁止 ・競争制限的行為の禁止 ・正確な製品・サービス情報の提供 ・知的財産の尊重。 ・適切な輸出管理 ・不正行為の予防・早期発見
	情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御 ・個人情報の漏洩防止 ・顧客・第三者の機密情報の漏洩防止
	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・地域への貢献
他項目	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・法令順守 ・競争法の順守 (汚職防止、機密情報の管理・保護、輸出取引管理、知的財産の保護、腐敗防止については、「社会項目」参照)
	リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク分析とリスク管理の仕組みの構築・運用 ・事業継続計画の策定
	ステークホルダーへの情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況、事業活動等をステークホルダーへ適宜・適切に開示。 ・オープンで公正なコミュニケーションを通じ相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

参考 関連する指針・提言等

※1 「環境情報の利用促進に関する検討委員会」報告書 環境経営の推進と環境情報の利用について～グリーン経済を導く基盤の構築に向けて～

http://www.env.go.jp/policy/env-disc/com/com_pr-rep/rep-main.pdf

※2 グリーン調達推進ガイドライン(暫定版)～バリューチェーンマネジメントの促進に向けて～

http://www.env.go.jp/policy/env-disc/com/com_pr-rep/rep-ref06.pdf

環境報告ガイドライン

(2012 年版)

(公表)

平成 24 年 4 月

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>

表紙と裏表紙の絵画は社会福祉法人日本肢体不自由児協会主催
「肢体不自由児・者の美術展」の入賞作品より掲載